

7 災害により被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 震災に係る住宅取得等資金の非課税

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。以下(2)において同じです。）が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（59 ページの2 参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額（平成23年中に震災に係る住宅取得等資金の贈与を受けた人の非課税限度額は1,000万円）までの金額について、贈与税が非課税となります（以下(2)において、この特例を「震災非課税」といいます。）。

○ 受贈者ごとの非課税限度額

住宅の種類	非課税限度額
省エネ等住宅（60 ページ参照）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

（注）1 既に震災非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

2 一定の要件については、住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

3 平成23年分以前の年分において、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人であっても、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について原則として震災非課税の適用を受けることができます。

ただし、平成24年分以後の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人（又は受けた人）は重ねて震災非課税の適用を受けることはできません。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。